

川口市監査告示第 3 1 号

地方自治法第 2 4 2 条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

川口市監査委員 澤野 高雄

同 金井 洋

同 福田 洋子

同 古川 九一

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

川口市 (略)

川口市 (略)

2 請求書の提出日

令和6年10月22日

3 請求の要旨

本件措置請求の対象を川口市長として、新型コロナウイルスに関連した違法不当な財務会計行為の担当者に対する損害賠償請求権行使の不作为が生じていることに対する措置を以下のとおり求めている。

〈違法不当な財務会計行為〉

公費負担保険適用PCR支出・自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業補助金支出後不当利得返還請求権（民法703条）不行使

〈求める措置〉

感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を提出していない無権限者による同定作業が行われていないPCR事業補助金不当利得返還請求

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行ったところ、請求書に請求人の「住所、氏名（自署）」等が記載されていないことから補正を求め、請求人から令和6年11月6日付け「住民監査請求書（補

正)」(別添)が提出されたため、同月18日に所定の形式上の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

5 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第199条の2の規定による除斥の対象とならない。

第2 個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めなかった理由

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査は、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外の事案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認める場合に行うものである。

請求人は、公正適正な監査を期待できないこと等を理由に個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、本件請求は、財務会計上の行為のうち、公金の支出の違法性又は不当性についての判断を求めるものであり、監査委員の有する専門的知識の範囲内であると判断されることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

よって、本件請求は、法第252条の43第9項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない法第242条第1項の請求であったものとみなすこととした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を、法定病原体との同定作業が行われていないため、川口市の公費負担PCR検査費用に係る支出及び自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業補助金の支出が違法であり、当該支出の相手方には不当利得が発生していることから、その不当利得の返還請求権の不行使とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を川口市福祉部及び保健部とした。

3 監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取するなど、慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、令和6年12月2日に新たな証拠を提出したものの、陳述は希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。

5 関係職員からの陳述聴取等

監査対象部局から提出された関係文書等の資料を内容精査した結果、関係職員からの陳述聴取を実施する必要はないものと判断した。

6 監査の期間

令和6年10月22日から令和6年12月27日まで

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求は、請求の要件を審査した結果、法第242条に規定する要件を具備しないものと認め、監査を実施しないことと判断する。

以下、判断（要件を具備しないものと認める理由）について述べる。

1 判断

（1）財務会計上の行為について

法第242条第1項は住民監査請求について、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と定めている。

住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。

請求人は、本件請求において、「法定病原体との同定作業が行われていないため、川口市の公費負担PCR検査費用に係る支出及び自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業補助金の支出が違法であり、当該支出の相手方には不当利得が発生していることから、その不当利得の返還請求権を行使しない」ことを財務会計上の行為として主張している。

そこで、請求人の主張が住民監査請求の要件である財務会計上の行為に

当たるかどうかという点について、検討する。

この点について、請求人が令和6年10月22日付けで職員措置請求書を提出し、受理した川監収第136号に係る住民監査請求結果において、「公費負担PCR検査費用に係る支出及び自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業補助金の支出は、違法又は不当であるとは認められず、これによって損害は発生していないことから、請求には理由がない」と判断しており、これらの支出の相手方は法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受けていないことから、これに基づく相手方への返還請求権はそもそも存在していないといわざるを得ない。

したがって、請求人の主張する財務会計上の行為は存在しないことから、本件請求は、不適法な請求であるといわざるを得ない。

(2) まとめ

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。